

## 新潟市歩道除雪機械購入補助金交付要綱

平成 25 年 4 月 1 日 制定

平成 28 年 4 月 1 日 改正

平成 31 年 4 月 1 日 改正

令和 4 年 4 月 1 日 改正

令和 7 年 3 月 3 1 日 改正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市歩道除雪奨励金交付事業実施要領（平成 22 年 12 月 1 日実施）に基づく活動の促進を図ることを目的として、市民団体が歩道除雪機械を購入する際に、費用の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 市民団体とは、新潟市区自治協議会条例（平成 18 年新潟市条例第 74 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する地域コミュニティ協議会、新潟市自治会等事務委託要綱（昭和 47 年 12 月 1 日実施）第 2 条に規定する自治会等、及び P T A、ボランティア団体等の営利を目的としない団体で市内に主たる活動拠点を有する団体とする。
- 2 歩道除雪機械とは、ハンドガイド（手押し）式の除雪機械とする。

### (補助金の交付)

第 3 条 市長は、歩道除雪機械を購入する市民団体（以下「団体」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付の対象)

第4条 この要綱に定める補助金を受けることのできる団体は、新潟市歩道除雪奨励金交付事業に登録する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としないものとする。

- (1) 国・県・本市又は国・県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金及びこれらに類する制度による助成を受けて対象事業を実施する団体
- (2) 営利又は特定の個人、事業者、政党若しくは宗教を利することを目的とする団体
- (3) 規約・会則等がない団体
- (4) その他市長が適当でないと認める団体

(補助金額)

第5条 補助金の額は、購入に要する費用の2分の1以内の額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

ただし、補助金の額については、1団体あたり100万円を限度とする。また、補助金の交付となる対象事業は20万円を下限とする。

(対象経費)

第6条 補助金交付の対象経費は、歩道除雪機械(原則1団体につき1台)の購入費とする。また、次に掲げるものの購入費については、補助金交付の対象外とする。

- (1) 中古品の歩道除雪機械
- (2) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるもの

(歩道除雪機械の使用制限)

第7条 団体は、歩道除雪機械の使用にあたり、以下の事項を遵守するものとする。

ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

- (1) 団体は、購入初年度について、各区建設課が開催する歩道除雪機械操作研修会に参加すること。ただし、2年目以降の参加については、任意とする。
- (2) 団体は、補助金を交付された年度から4年間、新潟市歩道除雪奨励金交付事業の団体登録を行うこと。
- (3) 団体は、歩道除雪機械を購入した日から起算して4年を経過する日までの間は、当該歩道除雪機械を転売し、売払いし、譲渡し、交換し、又は廃棄しないこと。
- (4) その他市長が歩道除雪機械の使用について適切ではないと認める行為を行わないこと。

(申請手続き等)

第8条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請団体」という。)は、次に掲げる書類を指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 製品の購入に関する見積書またはその写し
- (4) 申請団体に関する調書(自治会、町内会、地域コミュニティ協議会は不要)
- (5) 申請団体の規約・会則(自治会、町内会、地域コミュニティ協議会は不要)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請は1団体当たり、当該年度につき1回に限るものとする。

3 申請団体は、見積書の徴取及び事業の実施に際しては、市内に販売店を有する業者に発注を行うよう努めるものとする。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、交付を決定した事業については補助金交付決定通知書により、不交付を決定した事業については補助金不交付決定通知書により、それぞれ申請団体に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により交付決定を行った補助事業に対して、必要な条件を付すことができる。

3 補助金の支払いは、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）第85条の規定に基づき、概算払いができるものとする。

(実績報告等)

第10条 申請団体は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定により次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 実績報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書またはその写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請団体は、補助金の清算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

(額の確定等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合においては、当該実績報告書を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を決定し、その旨を補助金等確定通知書により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合においては、当該提出に係る事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の返還)

第12条 団体は、第7条のいずれかに違反した場合、交付された補助金の全額を市長に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。